**平成２３年（フ）第１０号**
宮崎県日南市油津１丁目４番20―703号
債務者　河野　節子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２３年（フ）第１３号**
宮崎県日南市瀬西２丁目１番２―209号
債務者　中島　智子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２３年（フ）第１４号**
宮崎県日南市大字益安3330番地２
債務者　田中　幸一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２３年（フ）第１５号**
宮崎県日南市大字益安3330番地２
債務者　田中　美香
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２３年（フ）第９１号**
宮崎県日向市大字財光寺554番地１
債務者　黒木こずえ（旧姓椎葉・村上）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第９２号**
宮崎県延岡市北川町川内名10037番地
債務者　黒木　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第１５３号**
鹿児島県西之表市西之表6542番地３
債務者　竹迫　雅俊
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第１７５号**
鹿児島県鹿児島市下福元町7480番地88
債務者　前野久美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第１９３号**
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目27番32―14号
債務者　重田　元朗
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第１９８号**
鹿児島県鹿児島市下竜尾町14番23号　メゾン南国308号
債務者　安田　純子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第２０７号**
鹿児島市谷山中央１丁目4055番地　池田ビル606号
債務者　東　　友和
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第２０７号**
盛岡市青山２丁目10番２―102号
債務者　主濱恵三子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１７２号**
熊本市尾ノ上２丁目９番21号
債務者　緒方　憲一
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２０３号**
熊本市南熊本５丁目10番28―602号
債務者　本田　寿孝
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第６９号**
青森県青森市浪岡大字五本松字平野125番地３
債務者　有馬　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第７６号**
青森県弘前市大字新岡字萩流109番地１
債務者　今　　奈奈
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第８０号**
青森県平川市柏木町藤山15番地７　コーポ藤山５号
債務者　櫻庭　健三
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第９８４号**
千葉県柏市藤心４丁目13番４号
債務者　押田　武雄
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部